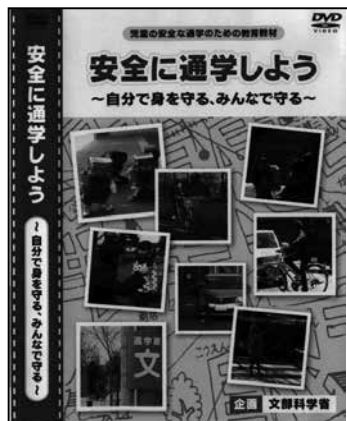


【安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～】（平成 25 年 3 月 文部科学省）



小学生の発達段階に合わせて、自ら獲得した知識に基づいて的確に判断し、迅速に安全行動をとることができるようになることを目的に作成された教材。

危険予測や回避のトレーニングができる内容になっており、それぞれのチャプターは 10 分程度で構成され、短い時間での学習にも活用できる DVD 教材である。

また、交通安全だけでなく生活安全（防犯）、災害安全（防災）の領域にわたって「安全な通学」という視点で構成されている。
※小学校のみ配布

【安全な通学を考える～加害者にもならない～】（平成 24 年 3 月 文部科学省）



自己の交通行動を振り返る、危険予測トレーニング、気持ちを整理する、地域の安全を守る等の内容で構成されており生徒の安全行動の形成を促すことを目指している。

交通安全について日常生活でありがちな状況を再現した事例映像や、自転車についての資料映像、授業を行う際の指導のポイント及び生徒が使用するワークシート（PDF）が収録されている DVD 教材である。

※中学校、高等学校のみ配布

【Safety Action21 高校生の交通安全教育】（平成 16 年 8 月 一般社団法人日本自動車工業会）



随時発生する交通安全上の問題や課題だけでなく計画的な指導に活用できる構成（21 項目）となっており、自転車乗車中・二輪車乗車中・四輪車乗車中といったテーマ、交通社会人になるための事前教育といった内容で構成されている冊子及びデータの入った CD である。また、下記のアドレスより無料でダウンロードできる。

<http://www.jama.or.jp/safe/safety/>

※高等学校のみ配布

【小学生向け交通安全教育DVD】（平成24年度 JA共済）



児童の成長段階に応じた内容で学習できるように、1・2年生（歩行編）、3・4年生（自転車基本編）、5・6年生（自転車発展編）の3編構成となったDVD教材であり、児童・保護者も使えるシートも同封されている。また、下記のアドレスより無料で動画のダウンロードができる。

※小学校に配布

<http://social.ja-kyosai.or.jp/contribution/safety/safety.html>

【自転車交通安全教育DVD：事故にあわない 事故をおこさない～自転車を運転するときの危険と責任～】（平成23年度 JA共済）



被害者・加害者双方の視点から事故を考えられるよう「被害者としての痛み」「加害者としての責任」という視点から自転車事故の怖さと交通ルールの大切さを伝える内容となっている。また、自転車と車の衝突実験の映像やスタントマンによる模擬交通事故の映像も収録されており、映像を通じて事故の怖さを実感できる。朝の会や終わりの会など短い時間でも指導できるよう1分から5分程度の短いチャプターで構成されている。

※中学校・高等学校に配布

【自転車交通安全教育DVD：事故…。それは突然に…。】（平成24年度 JA共済）



自転車事故を「自分のこと」と感じられるよう事故映像のリアリティを迫るとともに、事故を防ぐため必要な危険を「予測する力」と「安全に回避する力」を身に付けることに重点が置かれ制作されているDVD教材である。また、下記のアドレスより無料で動画のダウンロードができる。

※中学校・高等学校に配布

<http://social.ja-kyosai.or.jp/contribution/safety/safety.html>

◇交通安全に関する情報収集には次のインターネットのホームページが便利です。

高知県警察ホームページ「こうちのまもり」

<http://www.police.pref.kochi.lg.jp/>

安全で安心な高知県の実現を目指して、犯罪防止や交通安全への取組など、様々な情報を発信しています。コンテンツ内の「交通安全」では、交通事故の現状や事故防止の資料などが掲載されており、「キッズ・プラザ」（小学生のためのWEBサイト）ではクイズ形式で学べる教材もあります。

一般財団法人日本交通安全教育普及協会

<http://www.jatras.or.jp/>

事故のない社会の実現を目指して、地域に密着した参加・体験・実践型の交通安全教育の普及に取り組むとともに、その担い手である交通安全教育指導者の養成などに努めており、交通安全教育に関する教材や取組事例などが掲載されています。

一般財団法人全日本交通安全協会

<http://www.jtsa.or.jp/>

「交通安全子供自転車全国大会」の開催や「交通安全年間スローガン」「交通安全ファミリー作文コンクール」などの取組を行っており、交通安全教材に関する情報も掲載されています。

一般社団法人高知県交通安全協会

<http://www.kochi-ankyo.or.jp/>

高知県の交通安全に関する広報活動、交通安全教室の実施、街頭指導などの活動を行っており、交通安全に関する教材の貸し出しも行っています。

公益財団法人交通事故分析センター

<http://www.itarda.or.jp/>

「人・道・車」の観点から交通事故の総合的な調査分析を行い、研究成果を提供しており、交通事故調査分析冊子「イタルダ インフォメーション」を発行している。過去の「イタルダ インフォメーション」はこのホームページから閲覧することができます。

Honda の交通安全

<http://www.honda.co.jp/safetyinfo/>

Safety for Everyone すべての人の安全をめざして、安全知識や運転技術を伝えたり安全に関わる機器の開発等を行っている。2009年からは地域社会と一体となって、子どもから高齢者まで各年代に応じた交通安全教室を全国展開しており、各地で講義や実技指導を行っています。また、交通安全教材も多く開発しており、ホームページから閲覧・ダウンロードして利用できます。

Ⅲ 資料

本資料は、「ワークシート編」「交通ルール資料編」「交通統計編」で構成している。

「ワークシート編」は、教科（生活、体育及び保健体育）、特別活動、朝の会、帰りの会などに交通安全教育を行う際に教材として使用できるようにしている。また、高知県教育委員会事務局学校安全対策課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312301>）に電子ファイルを掲載しており、このファイルを自由に加工して使うことができる。

「交通ルール資料編」は、基本的な交通ルールや道路交通法、標識の意味などを記載しており、教職員が交通安全教育を行う際に確認するとともに、児童生徒等への配布資料としても活用できる。

「交通統計編」は、全国や高知県の交通事故の分析データを掲載しており、交通事故の特徴や傾向などを知ることができる。

なお、これらのデータは、交通安全学習や学級通信など子ども・家庭への啓発、学校の掲示物等への活用など教育目的に限り使用できる。

高知県警察シンボルマスコット



ポリンくん

ポーリーちゃん

解答（教職員用指導資料）

問題1 解答

◆飛び出し（青い帽子をかぶった男の子）

ボールが道路へころがったとき、すぐに取りに行くと危険です。まわりの安全をよく確かめてから取りに行きましょう。

◆信号無視（赤い洋服を着た女の子たち）

青信号が、チカチカしているときは、渡りはじめてはいけません。次にまた信号が青くなるまで待ちましょう。

◆路上遊戯（赤い帽子をかぶった女の子と男の子）

人通りの少ない道路でも、急に車が走ってくる可能性があります。道路での遊びはやめましょう。

◆止まっている車の前後からの横断（青いシャツを着た男の子）

止まっている車の前や後ろからの横断はとても危険です。近くに横断歩道があるときは必ずそこを渡るようにしましょう。

問題2 解答

◆信号無視をして横断している子

赤信号で横断してはいけません。必ず青信号まで待ちましょう。青信号がチカチカしているときは、渡りはじめるのをやめ、次の青信号まで待ちます。また、青信号でも「右・左・右」と車が来ないか安全を確かめてから渡りましょう。

◆歩道を自転車で並んで走っている子

決められた場所以外では自転車は並んで走ってはいけません。縦一列に並んで走りましょう。また、スピードを出すと、たいへん危険です。ゆっくり走り、歩道を歩いている人がいたら、一度止まったり、押して歩いたりしましょう。

◆ボールを追いかけて道路へ飛び出そうとしている子

ボールが道路へころがったとき、すぐに取りにいくと危険です。必ずまわりの安全をよく確かめてから取りに行きましょう。また、人通りの少ない道路でも、急に車が走ってくる可能性があります。道路での遊びはやめましょう。

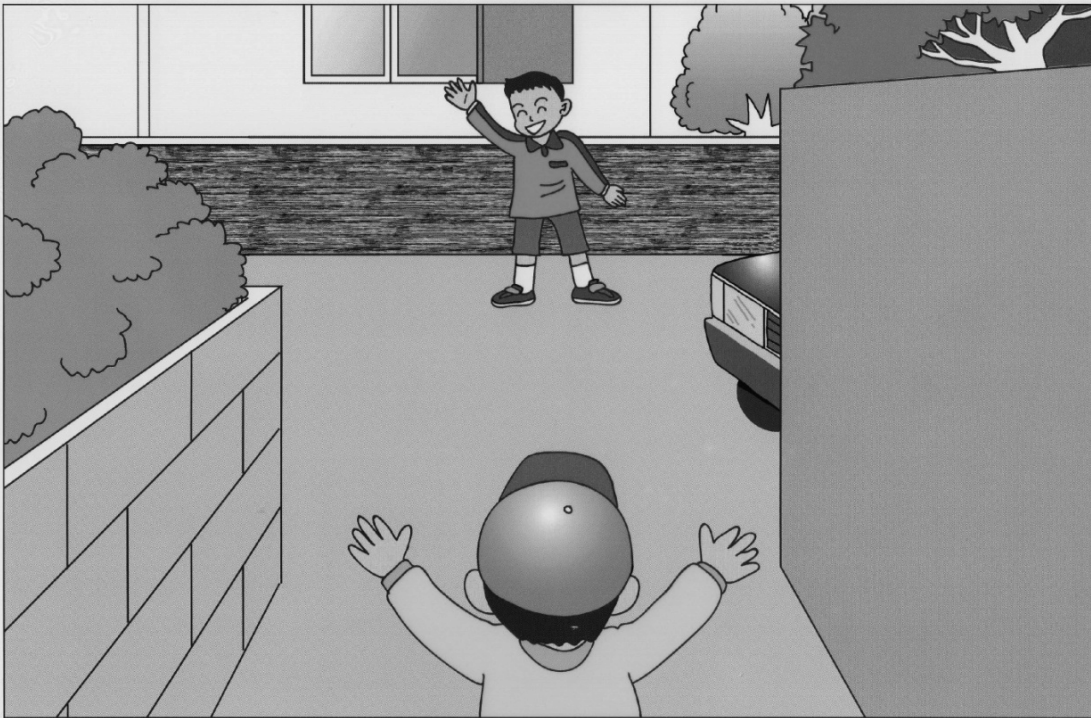
◆斜めに道路を渡っているおじいさん

道路を斜めに横断することは、安全確認がしづらいうえ、車道にいる時間が長くなり、たいへん危険です。道路は直角に横断しましょう。また、道路を横断するときは、近くの横断歩道等を利用するようにしましょう。

提供：一般財団法人日本交通安全教育普及協会

【1】「見通しの悪い交差点での飛び出しの危険」

見通しの悪い交差点の向こう側で友達が呼んでいます。
どんな危険が予想できますか？



どんな危険が予想できますか？図に○を入れ、その理由を答えよう。

どうすればその危険を回避できますか？その方法を答えよう。

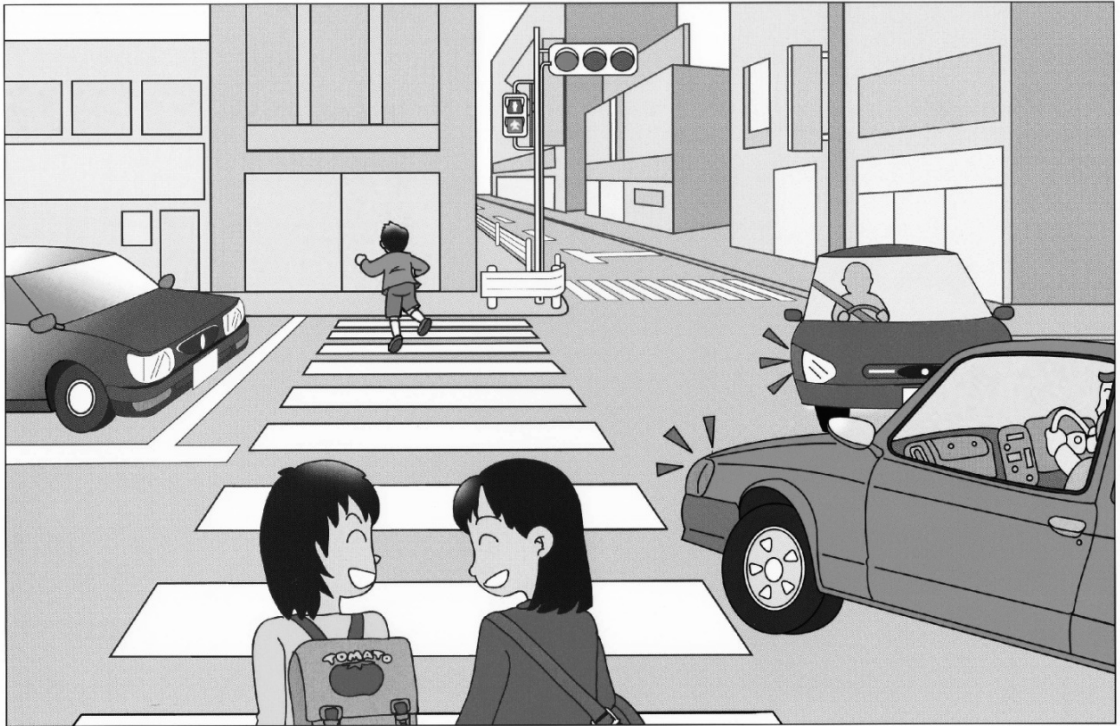
以下の【2】～【13】を差し替えてワークシートとして利用できます。
解答は、下記アドレス（文部科学省ホームページ）を参照してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

「交通安全に関する危険予測学習教材：次はどうなる？（H14 文部科学省）」を一部改変

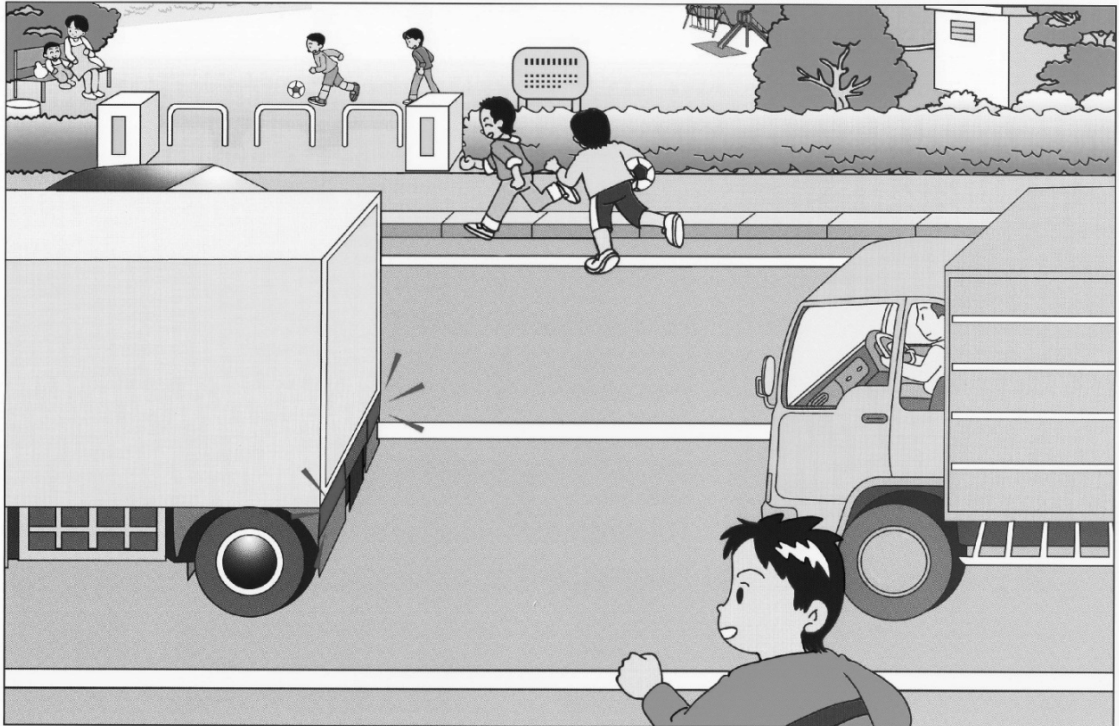
【2】「信号機のある交差点の危険」

大きな交差点で信号が青になりましたが、おしゃべりしながら渡ろうとしています。どんな危険が予想できますか？



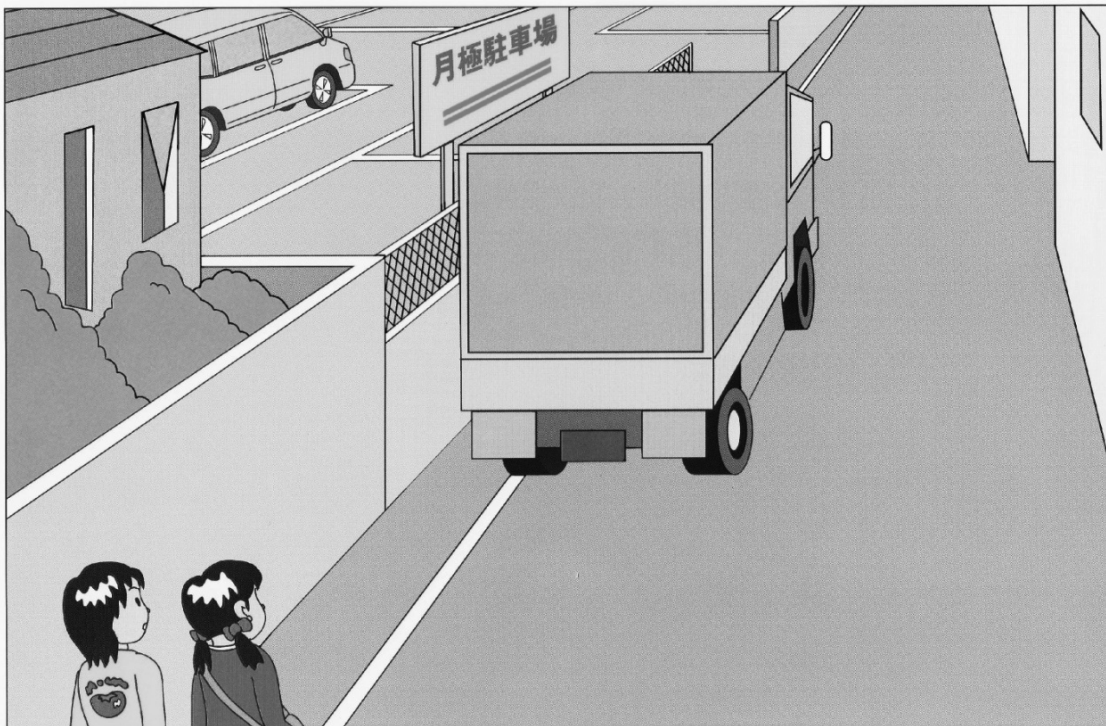
【3】「停車中の車両間の横断の危険」

停車車両の間をすり抜けて、友達の後から道路を横断しようとしています。どんな危険が予想できますか？



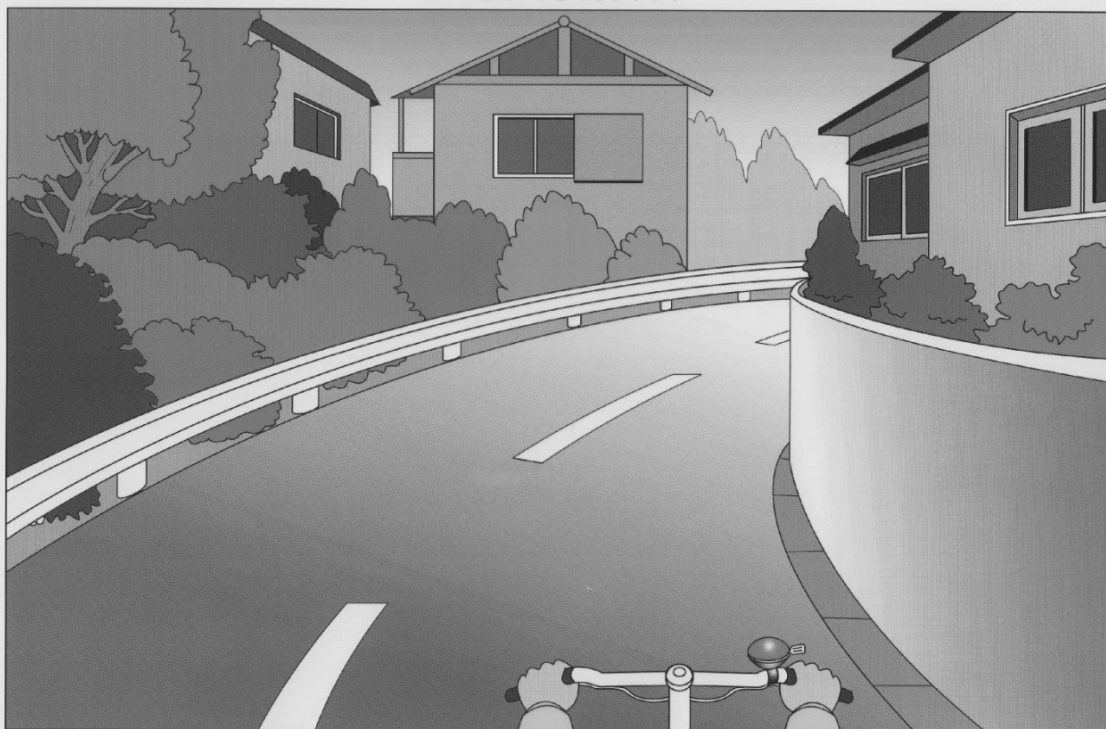
【4】「駐車中の車両脇の歩行の危険」

路側帯のある道路の左端いっぱいに駐車している車両の脇を歩行しようとしています。どんな危険が予想できますか？



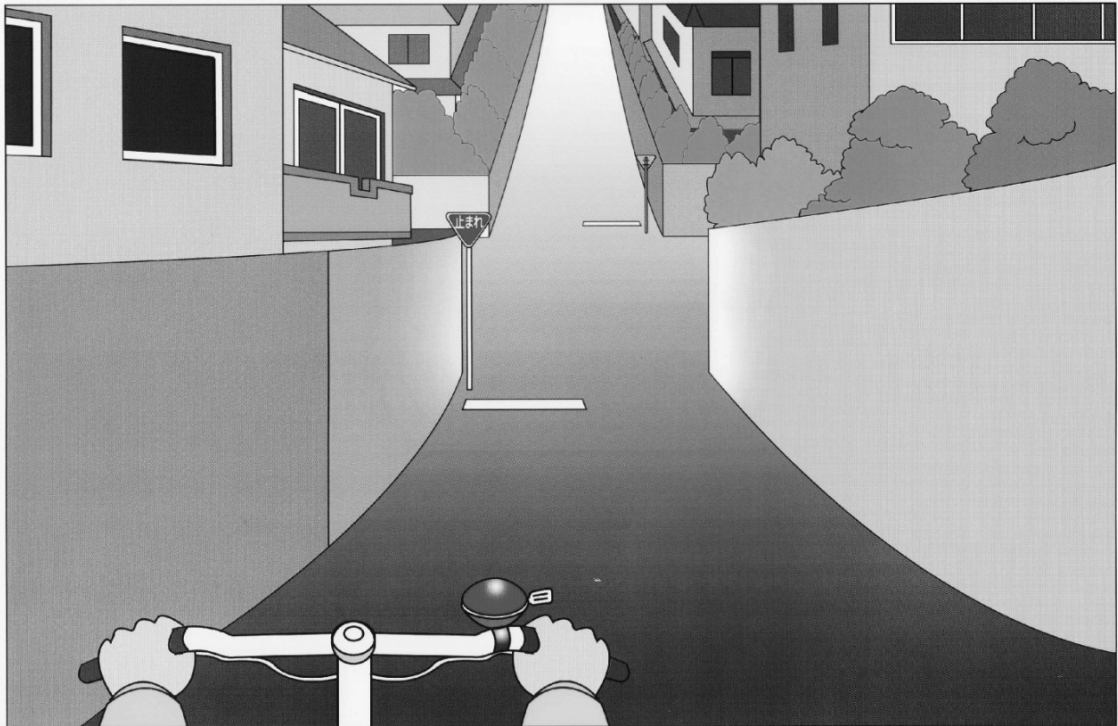
【5】「右側通行の危険」

見通しが悪いカーブを右側通行しています。どんな危険が予想できますか？



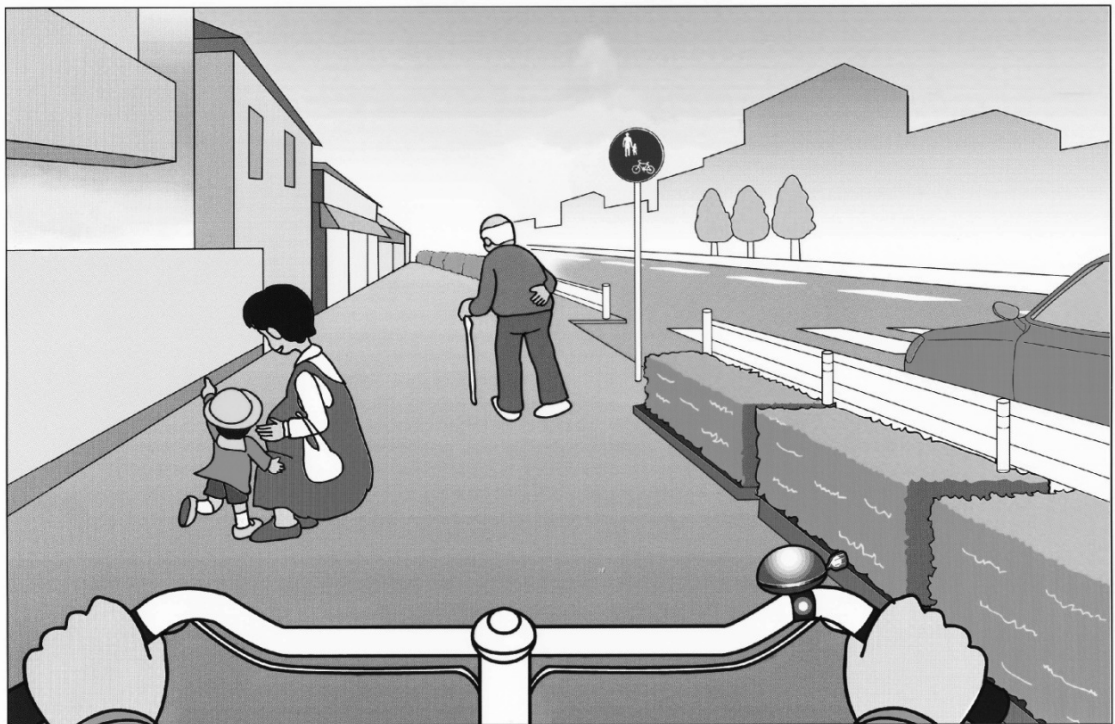
【6】「一時停止無視の危険」

前方に一時停止の標識がある下り坂を走行しています。
どんな危険が予想できますか？



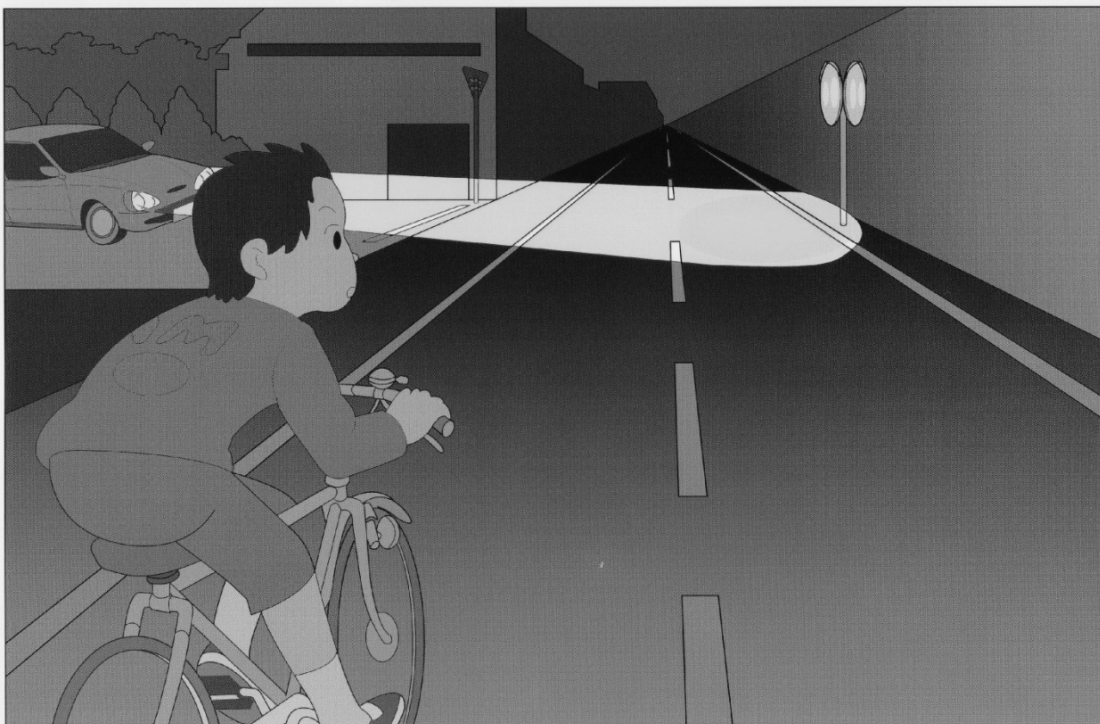
【7】「歩道走行の危険」

自転車通行可の歩道を走行しています。前方には幼児を連れのお母さんとお年寄りがいます。どんな危険が予想できますか？



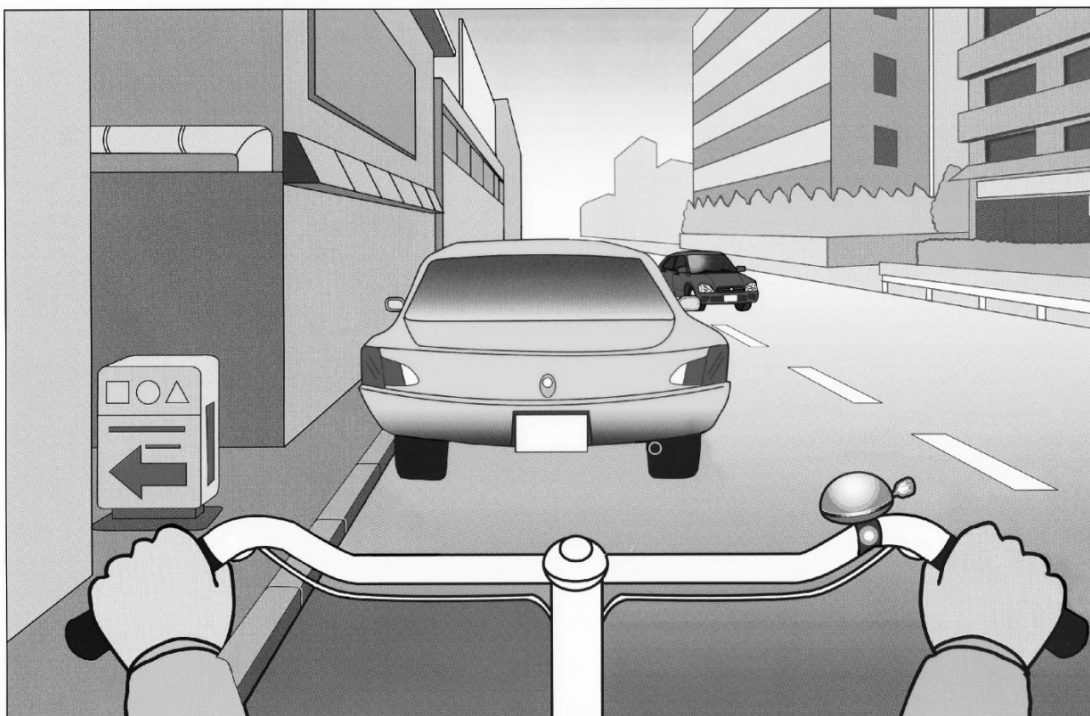
【8】「無灯火運転の危険」

夜、ライトをつけずに自転車に乗っています。交差点に近づいてきましたが、あなたはそのままのスピードで走行しています。どんな危険が予想できますか？



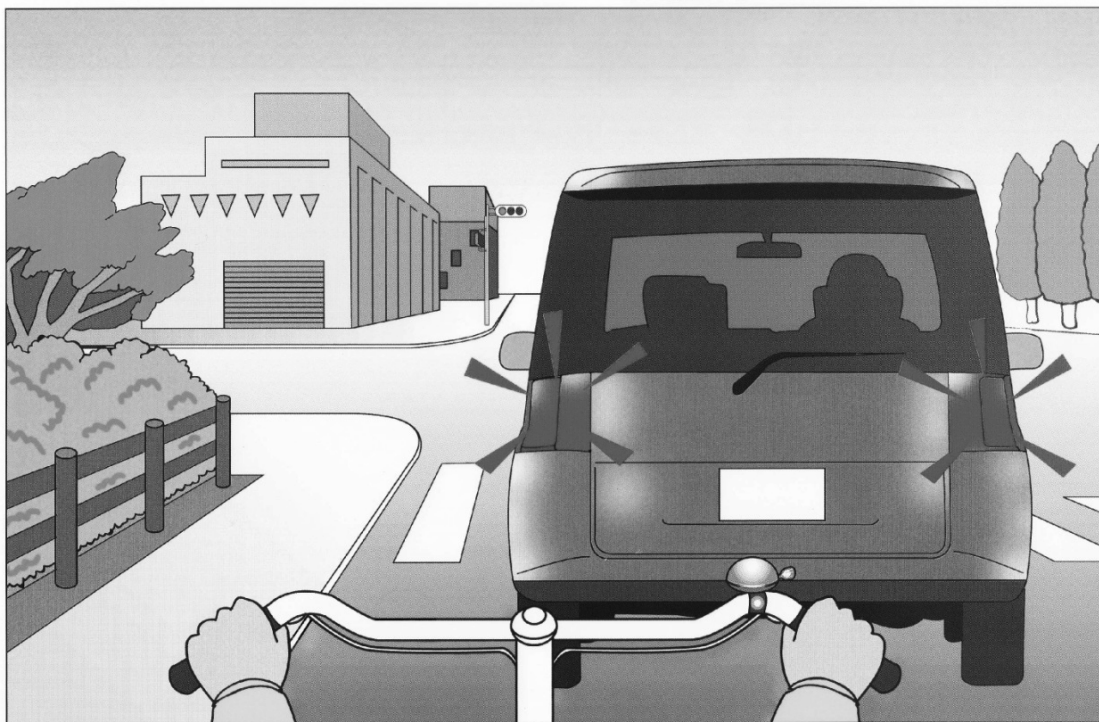
【9】「停車中の車両脇の走行の危険」

停車している自動車の横を追い越そうとしています。どんな危険が予想できますか？



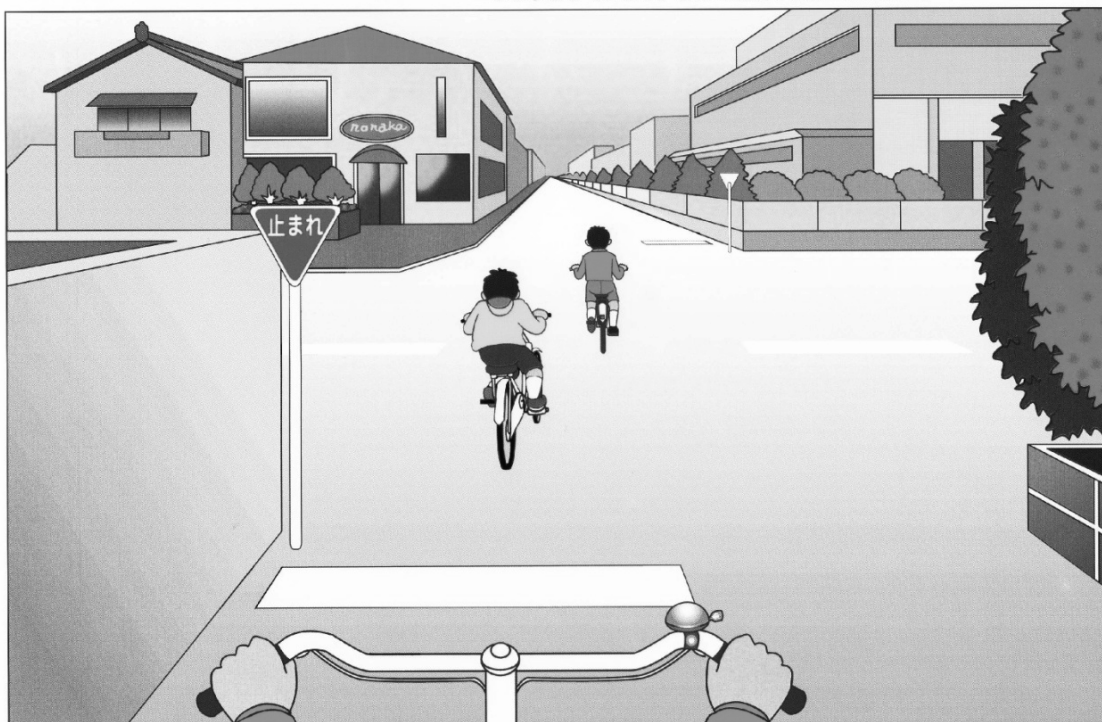
【10】 「減速した車両の左側を追い抜く危険」

交差点を直進しようとしていたら、右前の車両が減速しました。
どんな危険が予想できますか？



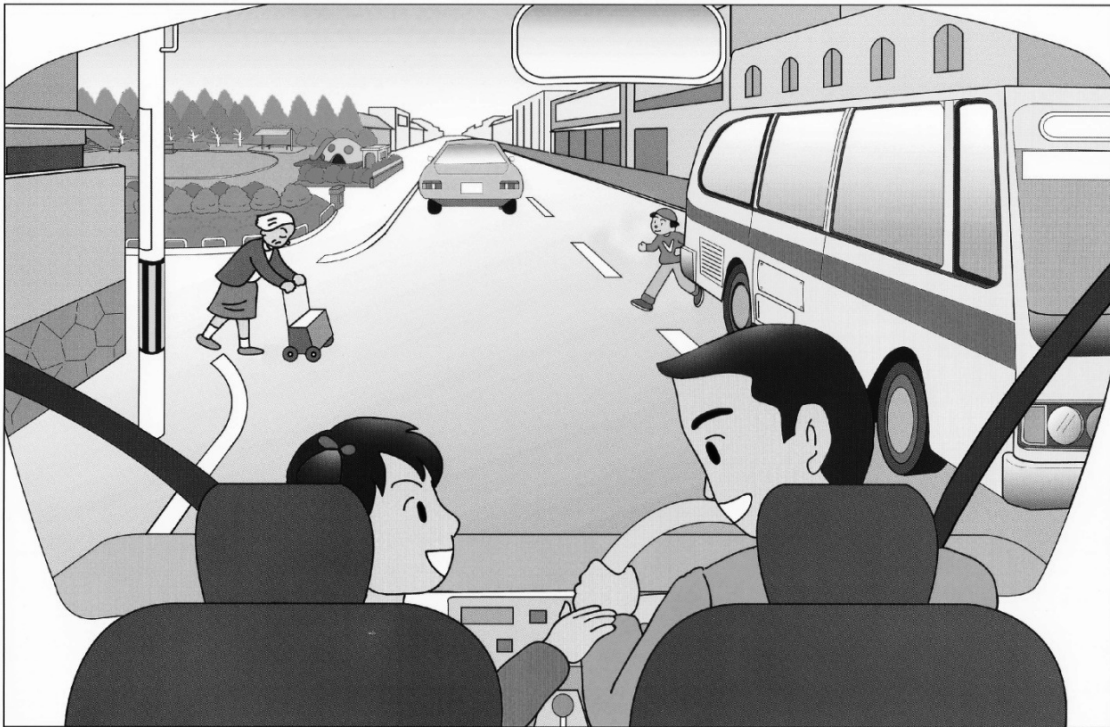
【11】 「グループ走行の危険」

友達が一時停止の交差点を先に横断してしまい、その後を追いかけて横断しようとしています。どんな危険が予想できますか？



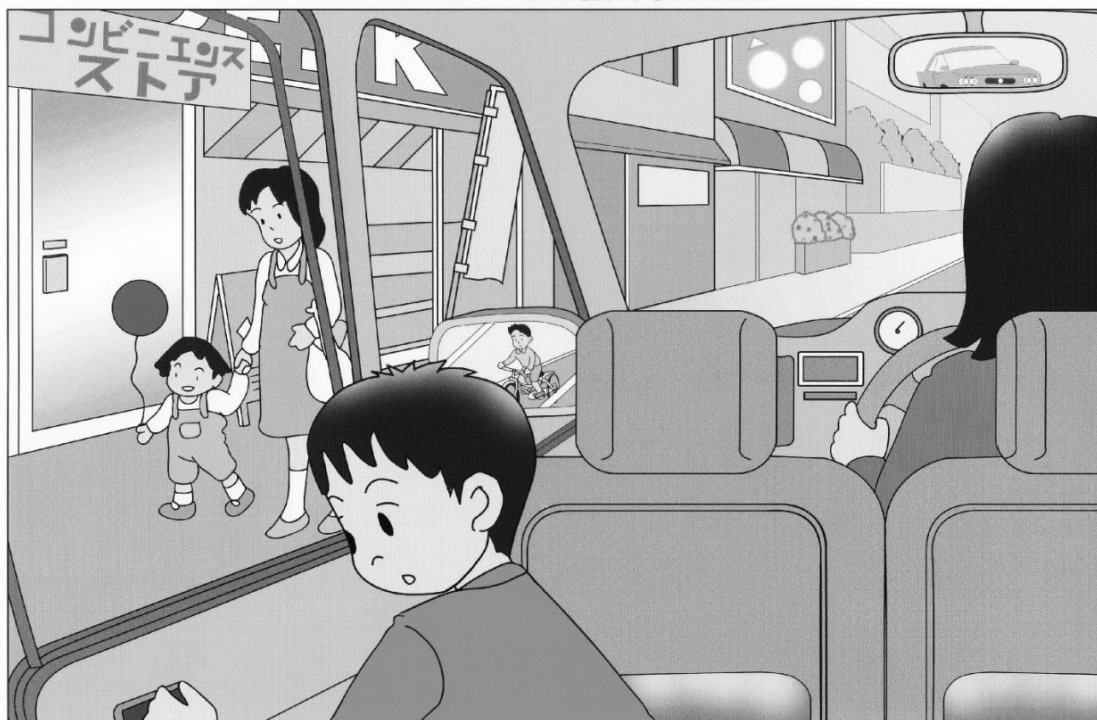
【12】「運転者への話しかけによる危険」

自動車に同乗中、運転者に話しかけています。
どんな危険が予想できますか？



【13】「ドアの開放による危険」

自動車が停止したとたん、ドアを開けています。
どんな危険が予想できますか？

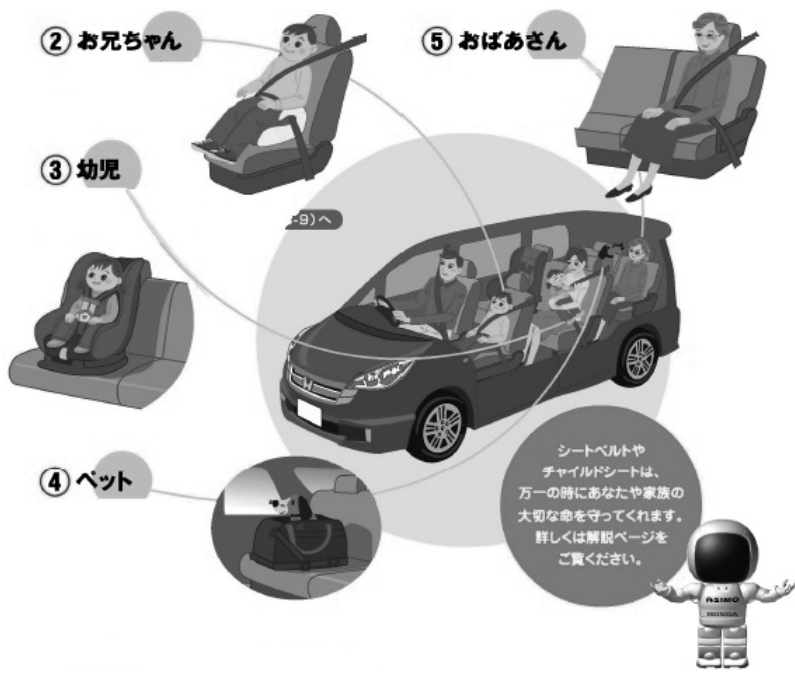


基本的な指導内容「1 交通行動の基本」 対象：小学生
車に乗ったら、いつでもどの席でもシートベルト



こたえ
まちがっているのは?
そのりゆうは?

イラストクイズ **解答** 乗り方が間違っているのは誰? 正解は ②③④⑤



- ②お兄ちゃん
シートベルトが首にかかっています。ジュニアシートを使用しましょう。
- ③幼児
お母さんの抱っこでは万一のときに危険です。チャイルドシートを使用しましょう。
- ④ペット
ペットも家族の一員です。安定させるためにペットキャリーなどを使用しましょう。
- ⑤おばあさん
後部座席に座る人もシートベルトが必要です。

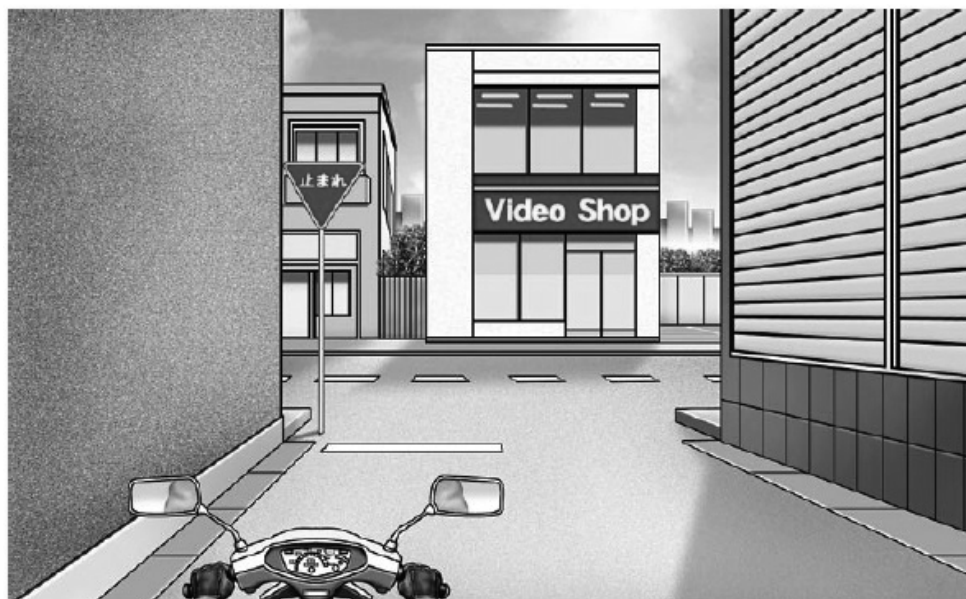
提供：本田技研工業株式会社安全運転普及本部「みんなでカチッとBook」を一部改変
<http://www.honda.co.jp/safetyinfo/kyt/seatbelt/>

基本的な指導内容「2 交通状況への適応力」 対象：高校生

二輪車乗車時の危険予測トレーニング

【状況】

あなたは前方の二車線の道路を横断し、正面に見えるビデオショップ横の駐車場に原付バイクを停めようとしています。



問題1. どのような危険がありますか？

問題2. 危険を回避するためには、どのような行動をとればよいと思いますか？

次ページからの図を差し替えてワークシートとして利用できます。

提供：一般社団法人日本自動車工業会 「セーフティアクション21」を一部改変

<http://www.jama.or.jp/safe/safety/index.html>

前方左にレストランが見えます。あなたと並んで走っている横のトラックはウインカーを出して走っています。



あなたは青信号の交差点にさしかかりました。対向車線に右折しようとする車が見えます。



信号が青になった交差点に近づきました。あなたは原付バイクで直進しようとしています。あなたと並んで走っている横の乗用車はウインカーを出して走っています。



友達の家に遊びに行く途中です。左カーブにさしかかりました。



夕食後、本を返しに友達の家に向かっています。道路は二車線で、あたりには道路照明もなく、暗い道です。



基本的な指導内容「2 交通状況への適応力」 対象：小学校3年生～中学生

歩行者事故の典型パターン

①見通しの悪い交差点

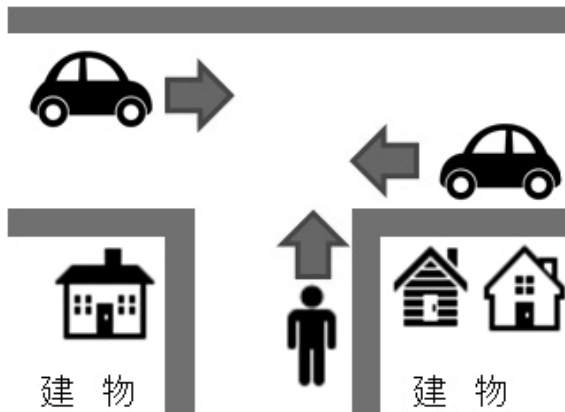


特徴

- ・狭い道路に建物が密集して左右の見通しが悪い
- ・カーブミラーもなく、直前まで交差する道路の交通状況がわからない

考えられる危険

- ・飛び出しによる車との衝突



安全に通行するには、どのような行動が必要か考えてみよう。

②道路反対側で友達が待っている

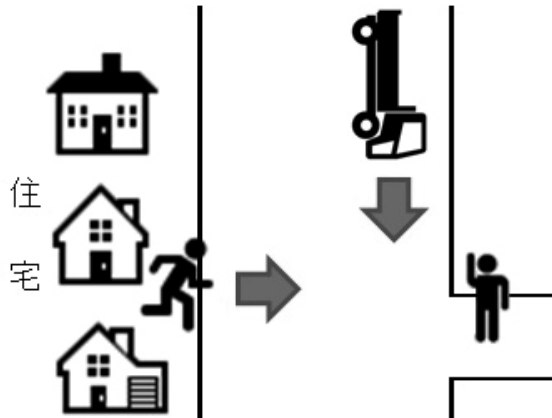


特徴

- ・遊ぶ約束をした友達が、道路の反対側に待っていて、呼んでいる

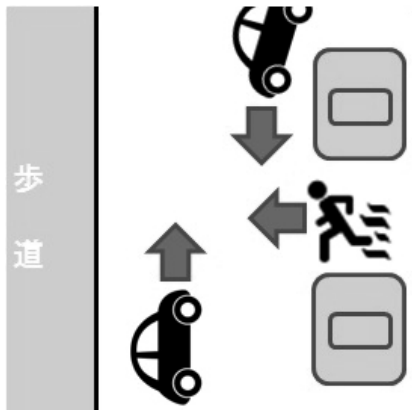
考えられる危険

- ・飛び出しによる車との衝突



安全に通行するにはどのような行動が必要か考えてみよう。

③ 駐車車両の付近



特徴

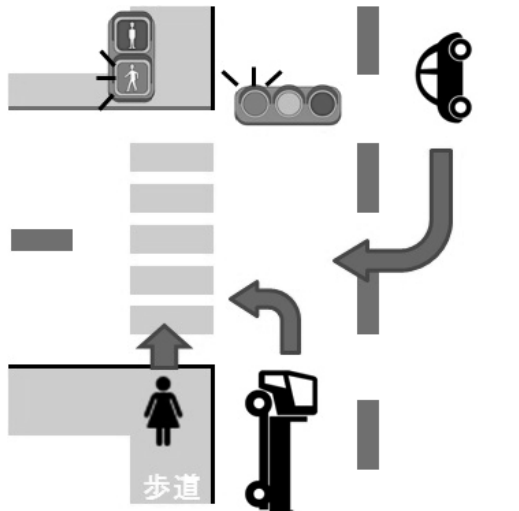
- ・ 駐車車両の近くから道路の反対側に渡ろうとしている。
- ・ 車のかげにいたるため、通行車両に発見されにくい。

考えられる危険

- ・ 駐車車両の近くからの飛び出しによる車との衝突

安全に通行するにはどのような行動が必要か考えてみよう。

④ 信号交差点



特徴

- ・ 信号機のある大きな交差点
- ・ 歩行者用信号は青になっている
- ・ 向こう側に渡ろうとしている
- ・ 左折、右折して来る車がある

考えられる危険

- ・ 左折車、右折車との衝突

安全に通行するには、どのような行動が必要か考えてみよう。

自転車事故の典型パターン

①見通しの悪い交差点



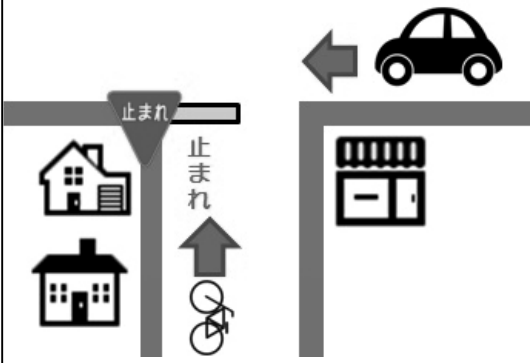
特徴

- ・見通しの悪い交差点
- ・交差点に差しかかるまで、交差する左右の道が見えない
- ・一時停止標識が設置されている

考えられる危険

- ・一時停止無視による車との出会い頭の衝突

安全に通行するには、どのような行動が必要か考えてみよう。



②信号交差点



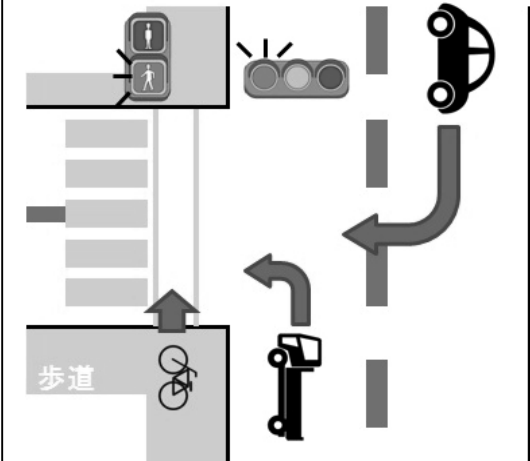
特徴

- ・信号機のある大きな交差点
- ・歩行者自転車用信号は青になっている
- ・向こう側に渡ろうとしている
- ・左折、右折してくる車がある
- ・自転車横断帯がある

考えられる危険

- ・左折車、右折車との衝突

安全に通行するには、どのような行動が必要か考えてみよう。



③歩道走行中、信号のない交差点



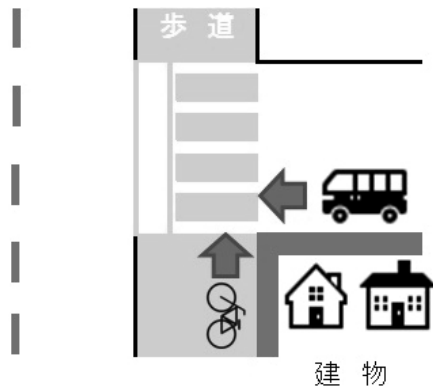
特徴

- ・ 自転車で歩道を走行している
- ・ 交差点は狭い道路と交差している
- ・ 建物があり見通しが悪い

考えられる危険

- ・ 脇道からの車との衝突

安全に通行するには、どのような行動が必要か考えてみよう。



④歩道走行中



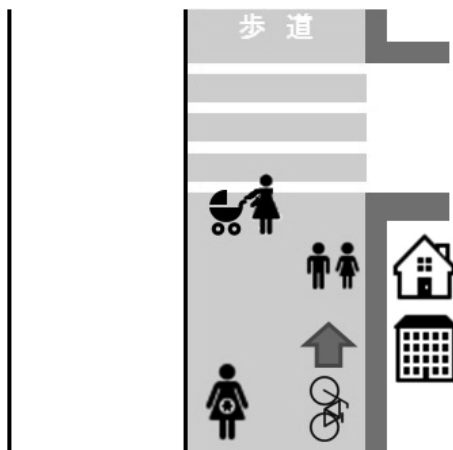
特徴

- ・ 自転車で歩道を走っている
- ・ 子ども、妊婦、ベビーカーを押す人など様々な人たちが通行している

考えられる危険

- ・ 歩行者との接触

歩行者の安全を確保するには、どのような行動が必要か考えてみよう。



基本的な指導内容「3 行動計画の力」 対象：中学生～高校生

①～⑥の行為は全てが危険な運転で、道路交通法違反です。それぞれの場面で、どのような事故にあう可能性があるか考えてみましょう。



提供：本田技研工業株式会社安全運転普及本部

教材：「事故事例から学ぶ、自転車の危険走行」を一部改編

<http://www.honda.co.jp/safetyinfo/bicycle/>

※授業でのみ使用できます

実際に起きた事故事例をもとに、日頃の自分の交通行動を振り返ってみましょう！

①実際にこんな事故が起きています

Aさんが自転車で、見通しの悪い一時停止標識のある道路から飛び出し、交差点に進入。車と出会い頭に衝突した。

自転車事故の約7割が交差点で発生しています。その原因は、自転車の急な飛び出しなどです。



なぜ事故は起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったのか？

事故が起きるとどのような影響があるのか？

②実際にこんな事故が起きています

自転車の男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を進行したところ、男性のバイクと衝突。バイクの男性は13日後に亡くなった。

信号を守らずに交通事故で死傷した自転車利用者は近年、4000人を超えています。



なぜ事故は起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったのか？

事故が起きるとどのような影響があるのか？

③実際にこんな事故が起きています

自転車の女子高校生が朝、道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車と接触し、主婦は転倒による打撲のため後日亡くなった。

その結果 ▶

女子高校生に
2,650万円の
賠償命令!



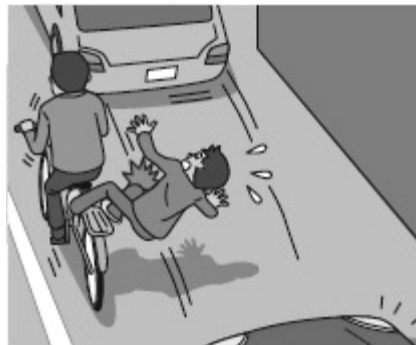
なぜ事故は起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったのか？

事故が起きるとどのような影響があるのか？

④実際にこんな事故が起きています

BさんとCさんが自転車で二人乗りをしていたところ、後部荷台に足を開き気味にして乗っていたCさんが車と接触し転倒。後続の車にひかれて亡くなった。



なぜ事故は起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったのか？

事故が起きるとどのような影響があるのか？

⑤実際にこんな事故が起きています

夜間、路側帯を歩行していた女性（75歳）が電柱を避けて車道に出た時、反対側から無灯火の自転車で走行してきた男子中学生（14歳）と衝突。女性には障がいが残った。

自動点灯式ライトを利用しましょう！反射材や、目立つ色の服装も効果的です。歩行者にベルを鳴らす行為は禁止です。

その結果 ▶

男子中学生に
3,124万円の
賠償命令！



なぜ事故は起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったのか？

事故が起きるとどのような影響があるのか？

⑥実際にこんな事故が起きています

女子高校生（17歳）が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火の自転車で走行中、前方を歩行中の女性看護師（57歳）と衝突。看護師には重大な障がいが残った。

その結果 ▶

女子高校生に
5,000万円の
賠償命令！



なぜ事故は起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったのか？

事故が起きるとどのような影響があるのか？

その他 自転車の加害者事故事例

⑦実際にこんな事故が起きています

男子高校生（17歳）の乗った自転車が、地下鉄駅付近の通行者が多い歩道を走行中、反対側から歩いてくる女性とすれ違った際、自転車のハンドルが女性のショルダーバッグの肩ひもに引っかかり、女性が転倒して負傷した。



⑧実際にこんな事故が起きています

男子高校生（17歳）が、登校時、猛スピードで下り坂を走行中に高齢者と接触し、高齢者は転倒して亡くなった。



事故の影響

加害者となった場合、四輪車や二輪車に乗っている人と同様に厳しく責任を問われることになります。

- ①刑事上の責任…14歳以上であれば刑事責任が問われます。
(刑罰には懲役・禁固・罰金・科料があります)
- ②民事上の責任…加害者は、被害者に対して損害を賠償する責任を負います。
- ③道義的な責任…被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があります。

自分がこれまで遭遇した交通事故やヒヤリとした体験を記入しましょう。

自分の自転車の乗り方は安全だと思いますか？・・・ 安全 少し危険 危険

今後は、どのような点に気を付けて自転車に乗りますか？今後の決意を記入しましょう。

基本的な指導内容「4 社会生活の力」 対象：中学生～高校生
自転車事故も高額賠償

～高額賠償事例(裁判所判決)～ 他県での事例です

例1 携帯電話を操作しながら片手運転中の事故で約5,000万円

- 16歳の女子高生が、無灯火のうえ、携帯電話を操作しながら片手運転中、歩道を歩いていた54歳の女性に後ろから衝突した事故。
被害にあった女性に障害が残り、裁判所は加害女性(判決時19歳)に約5,000万円の支払いを命じた。

例2 無灯火で運転中に歩行者に衝突した事故で約3,000万円

- 中学生が、無灯火で自転車を運転中、電柱を避けるために、道路端の白色実線内から車道に出てきた老女と衝突した事故。
老女は頭部外傷による後遺症が残り、裁判所は加害中学生に約3,000万円の支払いを命じた。

このほかにも

- 高校2年男子が、登校時に猛スピードで下り坂を走行中、高齢者と接触し、高齢者が転倒して死亡した事故。(損害賠償額1,054万円)
○ 高校1年女子が、傘をさしながら走行中に、T地路で自転車と出会い頭に衝突し、相手方の左大腿部を骨折させた事故。(損害賠償額505万円)
○ 高校1年女子が、道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車と衝突し、主婦は転倒して後日死亡した事故。(損害賠償額2,650万円)

などの事例があります。

～もしものために自転車の保険への加入を！！～

もしも、自転車で事故を起こし相手の方に怪我を負わせたときに、自分や家族だけでなく、相手の方にも経済的・精神的に大きな負担をかけてしまいます。

事故の相手の保証ができるものは、どんな保険があるのでしょうか。

- TSマーク～自転車販売店で、自転車を購入したり、点検を受けたときに発行され加入できる。(整備点検費用と必要部品代のみ)
○ 自転車総合保険～損害保険会社の自転車用の保険
○ 自動車保険(任意保険)～自動車の任意保険に自転車保険の特約等が付けられている場合があります。(保険会社に確認を！)
○ その他、傷害保険、火災保険、クレジットカードなどの特約として契約できる場合もありますので、各種保険等の約款を確認してみてください。

※ 賠償金の上限は保険によって異なります。

提供：高知県警察本部交通企画課

http://www.police.pref.kochi.lg.jp/koutuu/kikaku/bicycle_hokenn.html

基本的な指導内容「4 社会生活の力」 対象：中学生～高校生

『大すきなお父さん』（子ども向け被害者遺族の手記）

ぼくのお父さんが八月に高そく道ろでなくなりました。

なぜなら、大がたトラックがわき見運転をしてお父さんの車の後ろにぶつかったからです。

車はペしゃんこになってお父さんはむねをつぶされてなくなりました。

体も顔もキズだらけで氷みたいにつめたかったです。

ぼくとお母さんはお父さんにだきついたりからだをなでて大声でなきました。

お父さんがとてもかわいそうでした。

トラックの人がふ注いしたせいです。

たいほされたけど、ぼくはぜったいゆるしません。

ぼくとお父さんはおふろもねるのも一緒でした。

お父さんとあそびたいな、会いたいな、声が聞きたいなと思います。

さびしいな。

お父さんは大きくて強かったから、もっと長生きできると思っていたのになしく、くやしいです。

交通事故がこわいということがよく分かりました。

みんながもっと気をつけて交通事故をなくしてほしいです。

事故の事もお父さんの事も一生わすれません。

妹はお父さんが死んだことをわかっていません。

でも、大きくなったら、お父さんの事を教えてあげます。

ぼくはお父さんみたいに、強くてやさしくて、家族思いで、仕事をがんばる人になるのが目ひょうです。

お父さんが天国でぼくをおうえんしてくれているから、一生けんめいがんばるよ。

これからも、家ぞくはいつもお父さんと一しょです。

お父さん、これからもずっとずっと大すきだからね。

世界一のお父さんだよ。

紹介された文章からあなたはどんなことを感じましたか。

『卓弥へ』（子ども向け被害者遺族の手記）

君に逢えなくなったあの日から、2年10ヵ月がたちました。

止まってしまった時間は、あいかわらず母の中では止まったまま。

それでも母の生きようとする道は、ほんの少し開けてきたような気がします。

「命の大切さ」を我が身をもって教えてくれた卓弥。

母も多くの人に「命の大切さ」、「生きているという奇跡」、それを伝えていこうと決めました。

母のできること、もしかしたら母にしかできないことかもしれないから…。

三月の卒業式に、「約束をしたから」と君の写真を胸に晴れの舞台に臨んでくれた女の子。そしてそれを許して下さった学校、そして校長先生にどんなに感謝をしたことか。

父は、君のかわりに、卒業証書を受け取りました。

ナンバーの書いていない卒業証書。一生の宝物です。

約束は守るもの。そのはずなのに母は2つも約束を破っています。

「君を一生守る。」そう決めた、君が産まれた日。

そして、「ママもすぐ行くから…」そう言ったあの霊安室。

ごめんなさい。母はもう少しこちらでがんばらなければならないようです。それを「自分の使命」そう信じています。

君が大好きだった大切な友人たちは、みんながんばって君の分まで生きてくれています。

そして、いつも君のことを思い過ごしてくれています。

今、君は何をしていますか？

それでも母はこれだけは言いたいんです。いつでも、何年たっても。

逢いたい

話したい

抱きしめたい

…卓弥…

他の交通事故遺族の手記と差し替えて利用できます。

被害者遺族や加害者の立場から、交通事故の悲惨さや苦しさ、影響などを考えさせるための資料として様々な場面で活用できます。

提供：高知県警察本部交通企画課

「交通事故の加害者・被害者遺族手記集」（平成22年）より一部改変

www.pref.kochi.lg.jp/uploaded/life/45707_118148_misc.pdf

上記アドレスに全6事例掲載されています。

交通ルール資料編

基本的な指導内容「1 交通行動の基本」

自転車安全利用五則

提供：高知県交通安全協会

①自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

歩道通行できるのは…

- ・歩道に自転車歩道通行可の標識がある場合
- ・運転者が、児童・幼児、70歳以上の高齢者など車道を通行することが危険であると政令で認められた方である場合
- ・車道または交通の状況からみて安全を確保するためやむを得ないと認められる場合



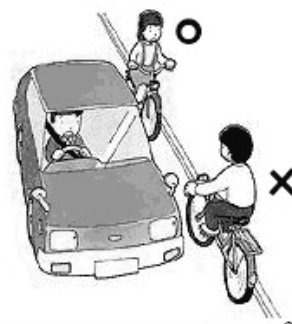
(道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。)

②車道は左側を通行

- ・自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。
- ・また、路側帯（歩道の設けられていない道路や歩道の設けられていない側の路端寄りに、白線によって示された部分）も左側の路側帯を通行しなければなりません。

(平成25年12月1日道交法改正による)

ただし、路側帯のうち、二本線で区分された路側帯は歩行者専用で自転車の通行は禁止されています。また、自転車の通行が可能な路側帯でも、歩行者の通行が優先されます。



③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で車道寄りを走行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



④安全ルールを守る

<p>◆飲酒運転は禁止 自転車も飲酒運転は禁止です。</p> 	<p>◆並進は禁止 「並列可」の標識のある場所以外では並進禁止です。</p> 	<p>◆二人乗りは禁止 6歳未満の子どもの一人乗せるなどの場合を除き、二人乗りは禁止です。</p> 
<p>◆夜間はライトを点灯 夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけましょう。無灯火は他の車両や歩行者に存在がわからず大変危険です。</p> 	<p>◆信号を守る 信号を必ず守りましょう。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従いましょう。また、「歩行者専用」信号機で横断歩道を渡る場合も「歩行者専用」信号機に従います。</p> 	<p>◆交差点での一時停止と安全確認 一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行します。安全確認を忘れないようにしましょう。</p> 
<p>◆その他 携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物がかついたりすることによる片手での運転や、ヘッドフォンの使用などによる安全な運転に必要な音または声が聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。</p>		

⑤子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

高知県交通安全協会HP

<http://www.kochi-ankyo.or.jp/info/doukouho3.html>



基本的な指導内容「1 交通行動の基本」

高知県警察HP「こうちのまもり」より抜粋

自転車の通行方法に関するルール

通行場所・方法

車道通行の原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則であり、車道の左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければならない。

著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路左側路側帯を通行することができるが、その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第17条第1項及び第4項、第18条第1項／第17条の2

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は科料

歩道における通行方法

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならない。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第63条の4第2項

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

交差点での通行

信号機のある交差点では、信号機の信号に従わなければならない。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合は、その信号機の信号に従う。

【該当規定】 道路交通法第7条

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す標識等がある場合は、一時停止しなければならない。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第43条、第36条第3項

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

横断

道路や交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第63条の6、第63条の7第1項

自転車道の通行

自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第63条の3

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

自転車の乗り方

安全運転の義務

道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第 70 条

【罰則】 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

夜間、前照灯及び尾灯の点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけなければならない。

【該当規定】 道路交通法第 52 条第 1 項、第 63 条の 9 第 2 項

道路交通法施行令第 18 条第 1 項第 5 号

【罰則】 5 万円以下の罰金

酒気帯び運転の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

【該当規定】 道路交通法第 65 条第 1 項

【罰則】 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（酒に酔った状態で運転した場合）

二人乗りの禁止

自転車の二人乗りは、高知県公安委員会規則に基づき、16 歳以上の運転手が、幼児（6 歳未満の者）1 人を幼児用座席に乗車させている場合や 4 歳未満の者を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合を除き、原則として禁止されている。

【該当規定】 道路交通法第 55 条第 1 項／第 57 条第 2 項

【罰則】 5 万円以下の罰金／2 万円以下の罰金又は科料

並進の禁止

「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはならない。

【該当規定】 道路交通法第 19 条

【罰則】 2 万円以下の罰金又は科料

制動装置不良自転車運転の禁止

前輪や後輪にブレーキを備えていない、あるいは備えていても調整されていない自転車を運転してはならない。

【該当規定】 道路交通法第 63 条の 9 第 1 項

【罰則】 5 万円以下の罰金

傘さし運転、運転中の携帯電話使用の禁止

高知県道路交通法施行細則により、自転車乗車中に傘をさし、物を手に持つ等運転の視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転することが禁止されています。

また、近年、携帯電話が普及し、自転車乗車中の携帯電話の使用が多くなり、危険であることから平成 21 年 11 月 1 日から携帯電話使用禁止の規定が設けられました。

携帯電話については、自転車を運転しながら携帯電話を使用し通話することや、メール等の機能を用いた操作など、携帯電話の機能の一切の操作を禁止しています。

これに違反すると **5 万円以下の罰金**に科せられます。

イヤホン等を使用して自転車を運転する行為の禁止

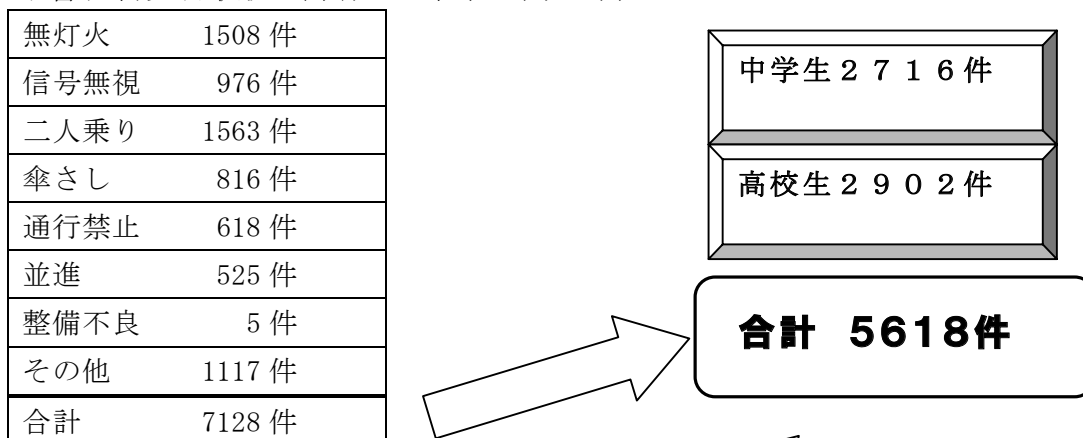
高知県道路交通法施行細則により、イヤホンを使用して音楽等を聞く行為は安全な運転に必要な交通に関する音（救急車のサイレン等）、または、声（警察官の指示等）が聞こえない状態となり危険ですので、禁止されています。

これに違反すると、**5 万円以下の罰金**に科せられます。

自転車指導警告件数について

自転車指導警告とは自転車の交通違反を行った者に対し、法的手続きの前段として指導警告票を交付し、自転車利用者が従うべき基本的な交通ルール of 徹底を図り、道路交通法に違反することを再認識してもらうものです。

自転車警告書交付状況（平成 24 年中：高知県）



78.8%を中学生・高校生が占める

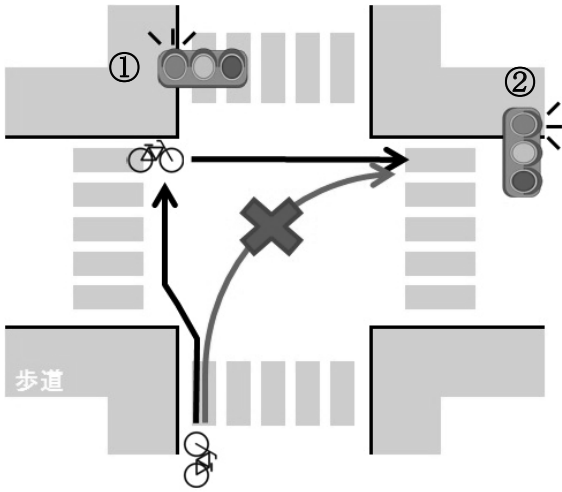


http://www.police.pref.kochi.lg.jp/koutuu/kikaku/bicycle_rule.html#bicycle_rule

基本的な指導内容「1 交通行動の基本」

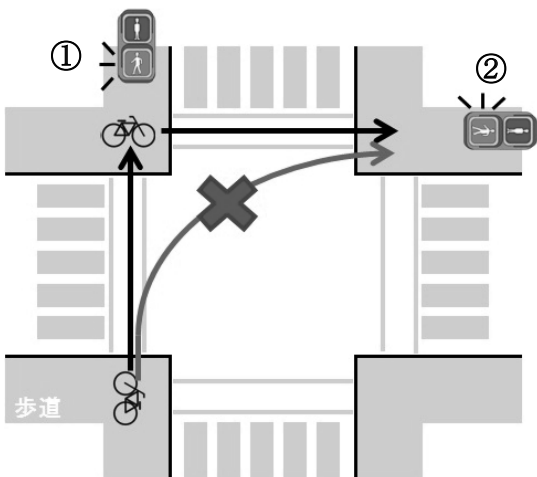
《自転車乗車中の交差点における右折の方法》

◆自転車横断帯がなく、信号機のある交差点



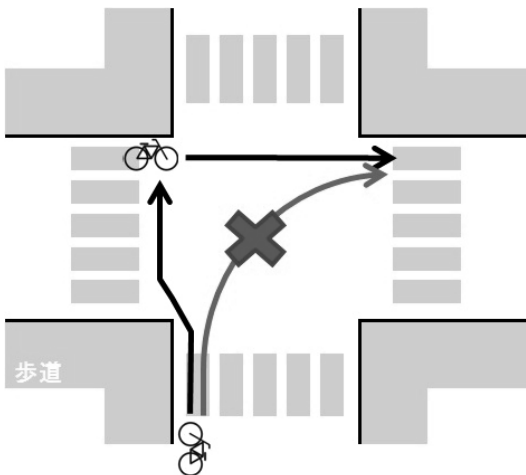
- ・信号①の青信号で進行し、右方向に向きを変える
- ・信号②が青になってから通行する
- ※自転車は車両用の信号機に従うこと

◆自転車横断帯がある交差点



- ・信号①の青信号で進行し、右方向に向きを変える
- ・信号②が青になってから通行する
- ※自転車は歩行者・自転車専用の信号機に従うこと

◆自転車横断帯も信号機もない交差点



信号機のない交差点では、内周の外側を大まわりで徐行して右折する

いずれの場合も斜め通行は禁止です！

基本的な指導内容「2 交通状況への適応力」



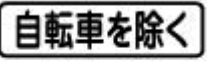


◀規制標識▶

 <p>【通行止め】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者、車両、路面電車全てが通行できません ・標識の先の道路等に侵入すると危険です 	 <p>【車両通行止め】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車、原動機付自転車、自動車など全ての車両が通行できません ・歩行者は通行できます
 <p>【自転車通行止め】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車は通行できません ・自転車の通行の安全が確保できないところに設置されます 	 <p>【車両進入禁止】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車両は、この標識がある方向から進入できません ・一方通行の場合は逆走することとなり危険です
 <p>【一時停止】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車も含めて車両は一時停止しなければなりません ・一時停止とともに左右の安全確認が大切です（歩行者含む） 	 <p>【徐行】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車も含め、車両は直ちに停止できるスピードで走行しなければなりません
 <p>【歩行者横断禁止】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者は横断してはいけません ・交通量も多く、歩行者の横断が危険と判断される場所に設置されます 	 <p>【一方通行】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車両は、矢印の示す方向にしか進むことはできません
 <p>【歩行者専用道路】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者のみ通行できます ・車両は通行できません 	 <p>【自転車専用道路】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車のみ通行できます ・歩行者、自転車以外の車両は通行できません
 <p>【歩行者・自転車専用道路】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者と自転車以外の車両は通行できません ・歩行者が優先されるので自転車は徐行して通行し、歩行者の邪魔になる場合は一時停止しなければなりません 	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>禁止を表示する標識は赤色 指定を表示する標識は青色</p> </div>	

《指示標識》

 <p>【横断歩道】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道であることを示します ・自転車は降りて押しであるきましょう 	 <p>【横断歩道・自転車横断帯】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道・自転車横断帯が近接した場所に設置されています ・それぞれ指定された部分を通りましょう
---	---	--	---

《補助標識》

 <p>【日・時間帯】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本標識が示す交通規制が行われている日や時間を示します 	<p>実際例</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者専用道路だが19時から翌日11時までは自転車の通行が認められている
 <p>【車両の種類】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規制標識や指示標識が表示する交通の規制の対象となる車両を特定するため必要な事項を示すこと 	<p>実際例</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽車両を除く車両は進入禁止 ・軽車両（自転車等）は通行可能である
 <p>【通学路】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童又は幼児が、小学校、幼稚園、保育所等に通うため通行する道路の区間であることを示すこと 		

交通安全一口メモ 【しっかり教えよう一時停止標識】

自転車乗車中では標識・表示に従わなければならない。道路には様々な標識があるが、「自転車を除く」「軽車両を除く」の補助標識が付いている場合も多くある（例）。しかし、一時停止標識には補助標識が付いている場合はほとんどない。一時停止標識がある交差点は見通しが悪く、危険性が高いため設けられている。これを無視して進入することは即「交通事故」につながる危険な乗り方であることをしっかり指導する。

（例）



【一時停止】

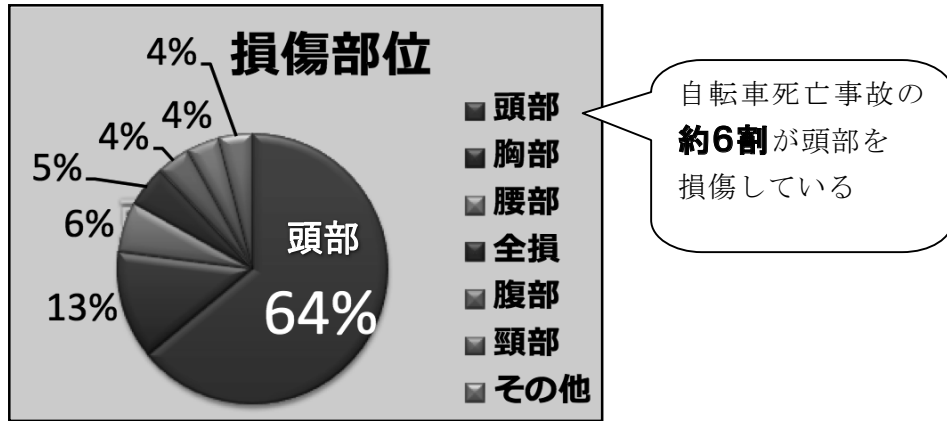


交通統計編

自転車事故 被害軽減にヘルメット！

提供：交通事故総合分析センター「イタルダ インフォメーション No.97」を一部改変

< H21～23年の自転車死亡事故 1981人：損傷部位の割合 >

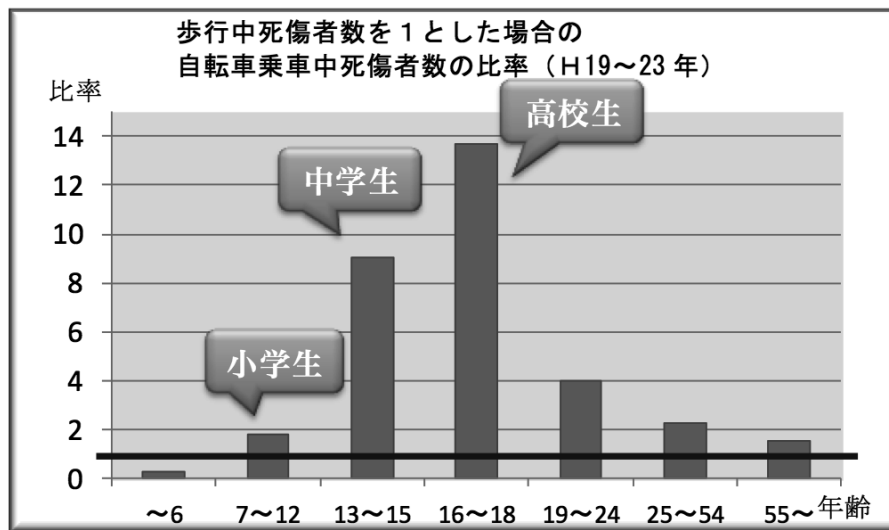


H19～23年の自転車乗車時の交通死亡事故データを見ると

	ヘルメット非着用	ヘルメット着用
死亡・怪我	94,922件	4,697件
死者数	2,181人	27人
死者割合	2.30%	0.57%

約4分の1

ヘルメットを正しく着用することにより頭部外傷による死者の割合は
 おおよそ**4分の1に低減**されています。
 ※ヘルメット着用とともに「あごひも」を正しく締めることも必要です。

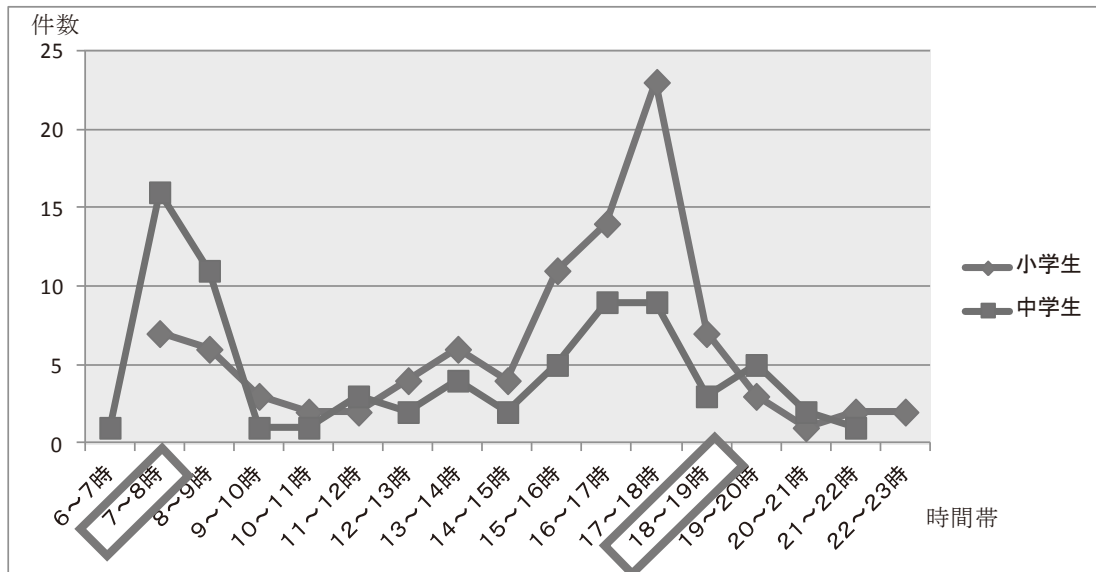


自転車を利用し始めると歩行中より自転車乗車中に死傷する人が多くなり
中学生・高校生でピーク（歩行中の9～14倍）となる。

●高知県の子どもの交通事故、発生時間帯の特徴

提供：高知県警察本部交通企画課「平成24年高知県交通白書」

平成24年小学生・中学生の交通事故発生時間帯の件数

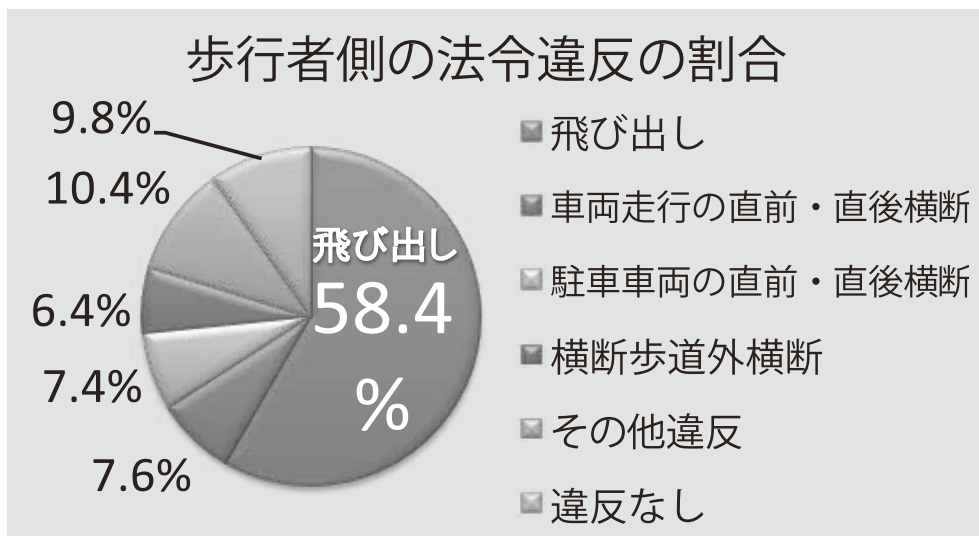


特に小学生は放課後、中学生は登校時に交通事故発生件数が多い

●子どもの歩行事故（生活道路上）の特徴～子どもの横断・飛び出しに注意～

提供：交通事故総合分析センター「イタルダ インフォメーション No.98」

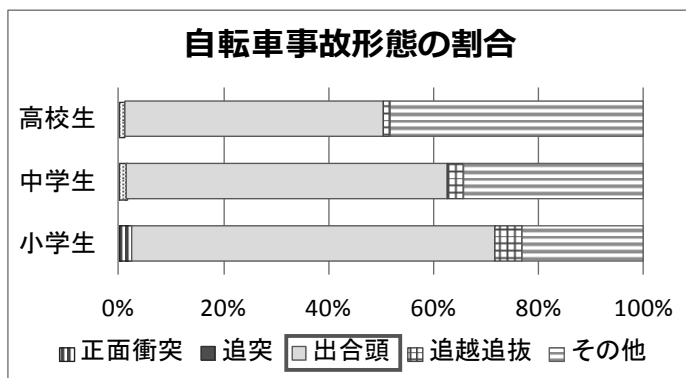
< H19～23年の12歳以下の四輪車対歩行者事故5,854件 >



飛び出しと横断違反が約8割を占める

●高知県の自転車運転中の事故の特徴

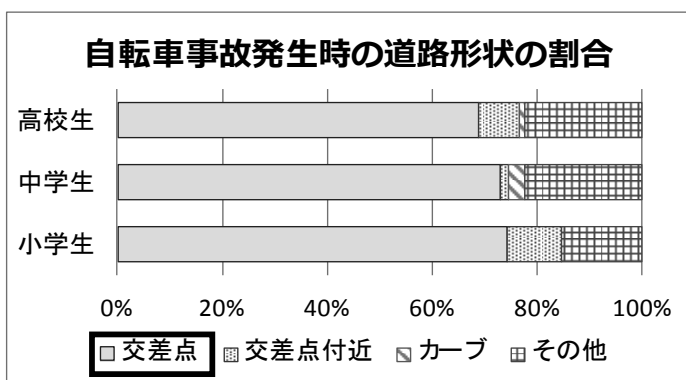
提供：高知県警察本部交通企画課「平成 24 年高知県交通白書」



小学生～高校生の自転車事故は

出合い頭事故

の割合が高い。



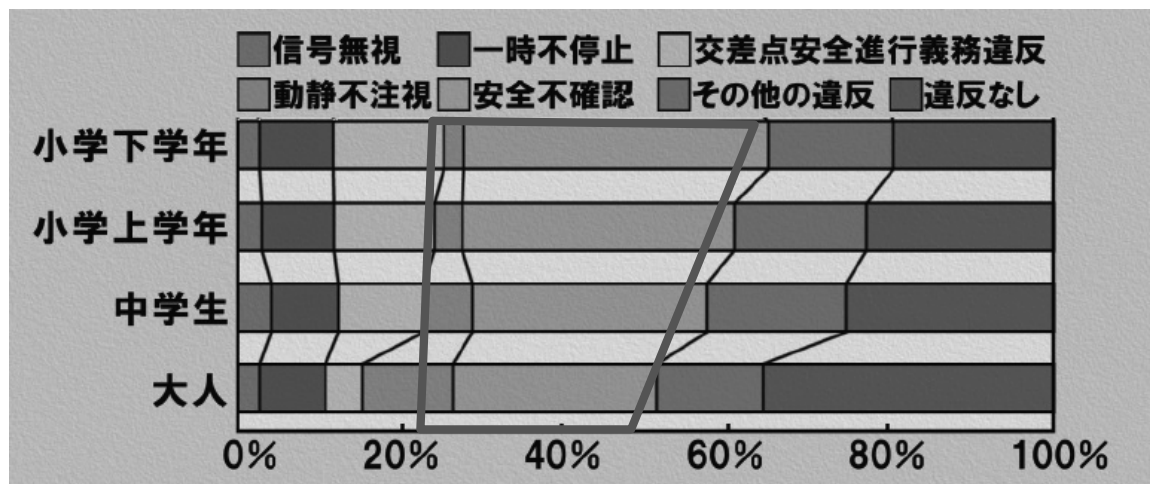
小学生～高校生の自転車事故は

交差点（特に信号機のない）

で多く発生している。

●自転車運転中の事故の原因（平成 15 年）

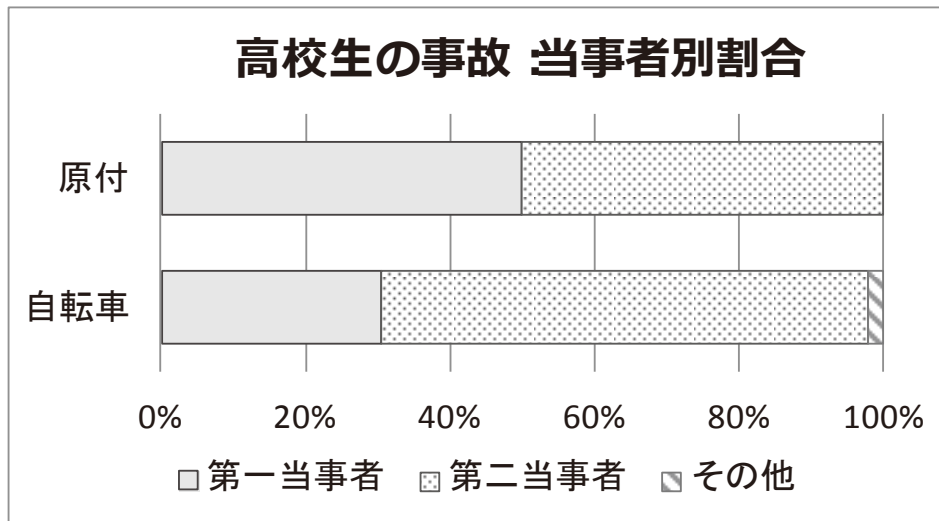
提供：交通事故総合分析センター「イタルダ インフォメーション No.54」



自転車事故の原因は**安全不確認**の割合が高い

●高知県の高校生の自転車、原動機付自転車の交通事故、当事者別の割合

提供：高知県警察本部交通企画課 「平成24年高知県交通白書」



第一当事者：その事故の原因となった違反（過失）がより重い当事者

第二当事者：その事故の原因となった違反（過失）のないものか、違反（過失）がより軽い当事者

高知県の高校生が関わり発生した

自転車事故の約3割、原動機付自転車事故の約5割が

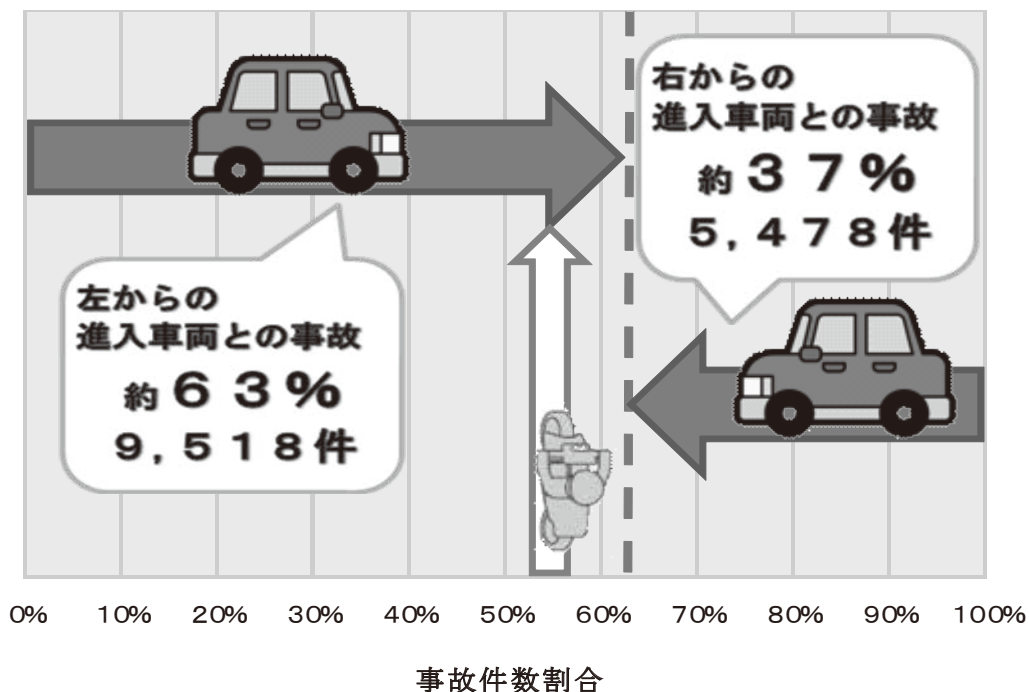
加害者側（過失が重い）であることがわかります。



原付は相手から見落とされやすい

提供：交通事故総合分析センター「イタルダ インフォメーション No.75」

原動機付自転車と交差車両の進行方向別事故件数（平成19年）

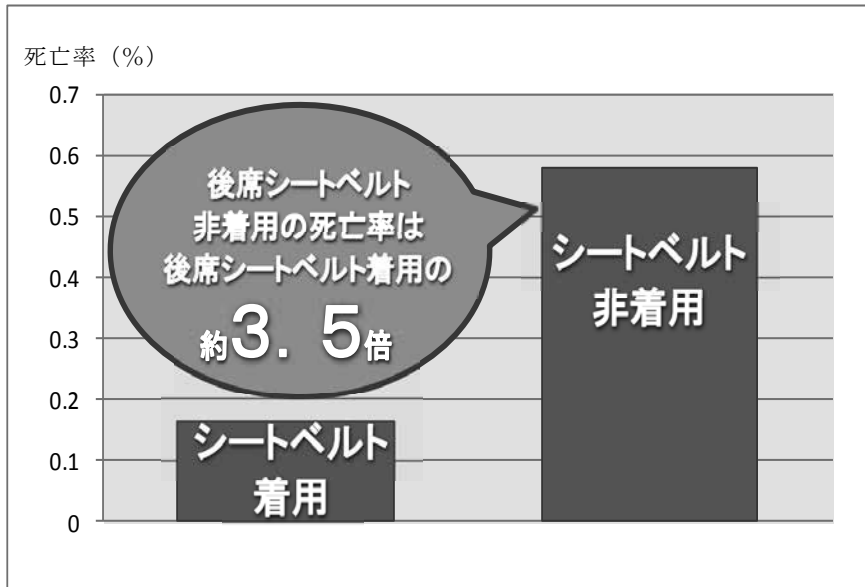


- 原動機付自転車は、被視認性が低く相手から見落とされやすいので、**自分の存在を相手にアピールする走行**を心がけてください。
 - ・建物、街路樹等の物陰に入らない
 - ・車両の陰に入らないように、適切な車間距離を保つ
 - ・目立つ色の服装を心がける
- 原動機付自転車は、相手に速度や距離を誤判断されやすいので、**交差点で相手を認知したら減速すること**を心がけてください。
- 原動機付自転車の運転者は、思い込みによる誤った判断をしています。
自分が相手を認識していても、**相手が自分の存在に気付いているとは限りません。**

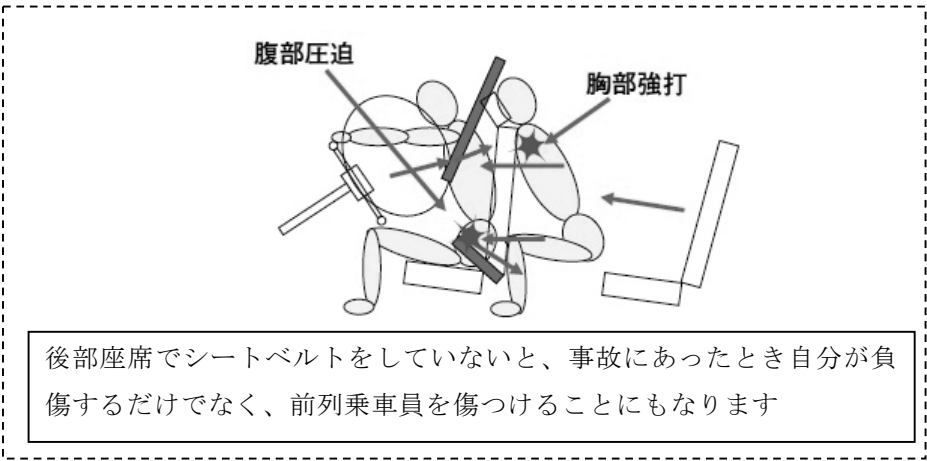
●後部座席乗員がシートベルトを着用しなかった事故の特徴

提供：交通事故総合分析センター「イタルダ インフォメーション No. 92」

後席乗員シートベルト着用有無別の死亡率（平成 22 年）



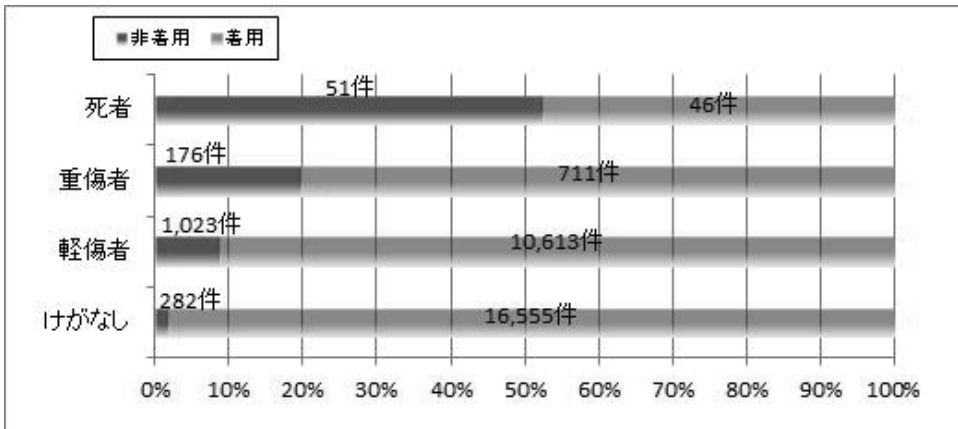
シートベルト着用で安全性が**3.5倍!**



●高知県における交通事故の発生とシートベルト着用状況

過去 5 年間 (H19~23) の交通事故統計

提供：高知県警察本部交通企画課



重大事故になるほど**シートベルト着用率が低い!**
 ※非着用死者 51 人中 30 人 (58.8%) は着用していれば助かっていたと思われる。